

開発行為に伴う消防水利の設置技術基準

1 消防水利の設置基準

- (1) 開発面積が 1,000 平方メートル以上で 3,000 平方メートル未満の場合は、消火栓又は防火水槽を設置すること。
- (2) 開発面積が 3,000 平方メートル以上の場合は、消火栓及び防火水槽を設置すること。
- (3) 開発面積が 1,000 平方メートル以上で地階を除く階数が 5 以上かつ延べ面積が 5,000 平方メートル以上の建築物又は戸数が 50 戸以上の建築物の場合は、消火栓及び防火水槽を設置すること。
- (4) 同一事業者が、開発行為を完了した区域に隣接して開発行為を行う場合は、これらの合算面積等をもってこの基準を適用する。
- (5) 当該開発区域が、消防水利の基準に定める技術基準に適合する消防水利に包含されている場合は、消火栓又は防火水槽を設置しないことができる。

2 消防水利の配置

消防水利は、建築物その他の工作物から一つの消防水利に至る距離（水利を中心とした円の半径）が、140 メートル以下となるように配置すること。

3 消防水利の設置場所

- (1) 幅員 4 メートル以上の道路等に面した場所（消火栓は道路上）に、設置するものとする。
- (2) 消防車が容易に部署につくことができること。
- (3) 消防車が吸水するために停車する場所の地盤面の勾配は、5 % 以下であること。

4 消防水利の規格及び構造

(1) 消火栓

ア 取水可能水量が、毎分 1 立方メートル以上で、かつ連続 40 分以上の給水能力を有すること。

イ 消火栓の吐水口は、口径 65 ミリメートルを有するもので、直径が 75 ミリメートル以上の管に取り付けること。

ウ 消火栓は、原則として地下式・単口型とし、香川県広域水道企業団（以下「水道企業団」という。）の材料規格基準によること。

(2) 防火水槽

ア 防火水槽の貯水容量（上水使用）は、40 立方メートル以上であること。

イ 防火水槽は、現場打ち又は二次製品等（日本消防設備安全センター認定品）を使用すること。

ウ 防火水槽は、耐震性（震度 7 以上）を有する地下式有蓋で、かつ漏水のおそれのない構造であること。なお、公園内に設置する場合は、土被り 1 メートル以上とすること。

エ 地盤面から水槽の底面までの距離が 4.5 メートル以下であること。

オ 直径 0.6 メートル以上の円形吸管投入孔を設置すること。なお、蓋は三木町総務課規格基準（別図 1）によること。

カ 吸管投入孔の直下の底面に、その一辺、又は直径が 0.6 メートル以上で、かつ深さ 0.5 メートル以上のストレーナー入れを設けること。

キ 吸管投入孔の直下壁面に、容易に昇降できる構造のタラップを設けること。

（3） 標識

ア 消火栓及び防火水槽の直近に、標識（別図 2・3）を掲げること。

イ 標識は、交通、消防活動等に支障がなく、かつ確認が容易な位置とすること。

（4） 関係機関との協議

ア 防火水槽を、開発区域内の公園等に設置する場合で、当該公園等が公共施設等となるものであるときは、設置等に関し関係部局と協議すること。

イ 消火栓の設置については、水道企業団と協議すること。

ウ プール等を設置する場合で、当該プール等を消防水利として使用する場合は、位置、構造、設備等について三木町総務課（以下「総務課」という。）と協議すること。

（5） 消防水利の設置及び維持管理費用

事業者の負担とする。

5 消防活動上必要な通路等の基準

消防活動上、必要な通路及びはしご自動車の活動空間の確保等については、次のとおりとする。

（1） 開発区域は、消防車等が容易に進入できる道路に接続していること。

（2） 4 階以上の建物を建築する場合は、はしご自動車等が容易に接近できる通路等を確保するものとし、その位置、幅員、構造等について、事前に総務課と協議すること。

（3） 通路等の上空には、消防活動上支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

（4） 通路等は、20 トン以上の車輛重量に耐える堅固な構造とすること。

（5） 通路等の路面は、平坦とし縦勾配は 5 %（3 度）以下とすること。

（6） 通路等の有効幅員 4 メートル以上、有効高さ 4 メートル以上であること。（はしご自動車の部署時の有効幅員は 6 メートル以上必要とする。）

（7） 通路等と建築物間の距離が 9 メートル以下となるようにすること。

（8） はしご自動車等が右折又は左折するために必要な通路等の隅切りは、大型車輛の通行に必要な隅切り（別図 4）によること。

マンホール蓋詳細図

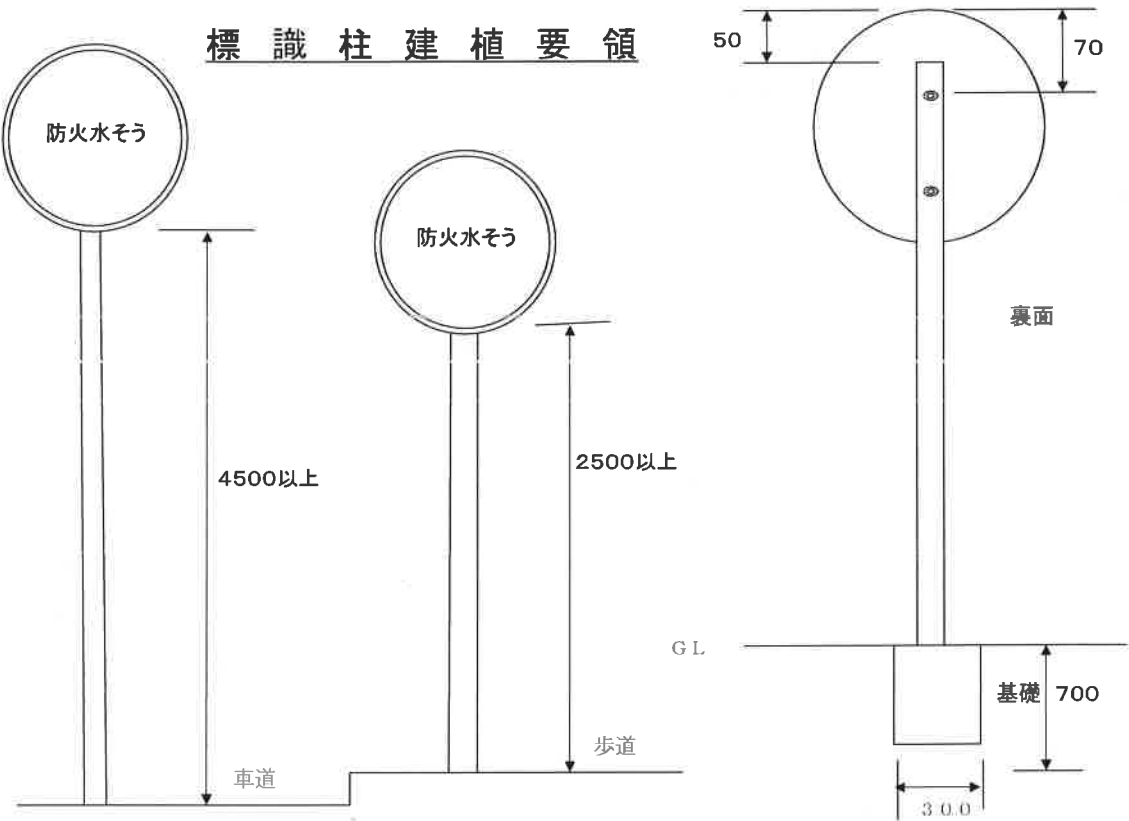


消防法第 20 条第 2 項に規定する消防水利の標識



色彩：文字および縁を白色、地を赤色とする。

標 識 柱 建 植 要 領



大型車両(第一梯子車・第二梯子車・スノーケル車)進入道路幅

第一梯子車 長さ11.25M 幅2.5M
 第二梯子車 長さ10.76M 幅2.6M
 スノーケル 長さ11.90M 幅2.6M

